

令和6年12月市議会定例会 提出議案

議案種別	件数(件)
専決処分の報告議案	1
条例議案	13
一般議案	57
補正予算議案	12
合計	83

令和6年12月市議会定例会 提出議案件名

番号	件名	提出局
1	令和6年度北九州市一般会計補正予算の専決処分の報告について	財政・変革局
2	公益的法人等への北九州市職員の派遣等に関する条例の一部改正について	総務市民局
3	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について	
4	北九州市職員の給与に関する条例等の一部改正について	
5	北九州市職員退職手当支給条例の一部改正について	
6	北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	
7	北九州市市民センター条例の一部改正について	
8	北九州市手数料条例の一部改正について	
9	北九州市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について	保健福祉局
10	北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について	子ども家庭局
11	北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	都市戦略局
12	附属機関の設置に関する条例の一部改正について	上下水道局
13	北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例等の一部改正について	教育委員会
14	北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の退職手当に関する条例の一部改正について	
15	当せん金付証票の発売について	財政・変革局
16	新日明工場整備運営事業契約の一部変更について	環境局
17	本城資源化センター整備・維持管理事業に係る設計・建設工事請負契約の一部変更について	
18	市道路線の認定、変更及び廃止について	都市整備局
19	旦過地区立体換地建築物整備業務委託契約締結について	
20	損害賠償の額の決定及び和解について	

番号	件名	提出局
21	損害賠償の額の決定及び和解について	上下水道局
22	市有地の処分について	港湾空港局
23	指定管理者の指定について（北九州市立交通安全センター）	総務市民局
24～31	指定管理者の指定について（北九州市立福祉会館等）	保健福祉局
32～39	指定管理者の指定について（北九州市立子どもの館等）	子ども家庭局
40～42	指定管理者の指定について（北九州市環境ミュージアム等）	環境局
43・44	指定管理者の指定について（北九州市立商工貿易会館等）	産業経済局
45～57	指定管理者の指定について（北九州芸術劇場等）	都市ブランド創造局
58～64	指定管理者の指定について（北九州市営勝山公園地下駐車場等）	都市戦略局
65～70	指定管理者の指定について（北九州市立門司駅前自転車駐車場等）	都市整備局
71	指定管理者の指定について（北九州市立八幡図書館）	教育委員会
72	令和6年度北九州市一般会計補正予算について	財政・変革局
73	令和6年度北九州市国民健康保険特別会計補正予算について	
74	令和6年度北九州市食肉センター特別会計補正予算について	
75	令和6年度北九州市卸売市場特別会計補正予算について	
76	令和6年度北九州市渡船特別会計補正予算について	
77	令和6年度北九州市土地区画整理特別会計補正予算について	
78	令和6年度北九州市公債償還特別会計補正予算について	
79	令和6年度北九州市土地取得特別会計補正予算について	
80	令和6年度北九州市介護保険特別会計補正予算について	
81	令和6年度北九州市臨海部産業用地貸付特別会計補正予算について	

番号	件名	提出局
82	令和6年度北九州市交通事業会計補正予算について	財政・ 変革局
83	令和6年度北九州市公営競技事業会計補正予算について	

No
1

令和6年度北九州市一般会計補正予算の専決処分の報告について

(財政・変革局財務部財政課)

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査事務を処理するため令和6年度北九州市一般会計補正予算を定めるに当たり、地方自治法第179条第1項の規定により専決したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるもの

1 歳入歳出補正額

(単位：千円)

区 分	補正前	補正後	補正(専決)額
歳入歳出額	630,776,107	631,226,107	450,000

2 専決処分年月日

令和6年10月9日

<p>No 2</p>	<p>公益的法人等への北九州市職員の派遣等に関する条例の一部改正 について</p> <p style="text-align: right;">(総務市民局人事部人事課)</p>
<p>職員の派遣先となる団体等について、北九州市内に事務所等を有するものとする要件を削除するため、関係規定を改めるもの</p> <p>1 職員の派遣先となる公益的法人等について、北九州市内に事務所を有するものとする要件を削除する。</p> <p>2 職員の派遣先となる特定法人について、北九州市内に営業所を有するものとする要件を削除する。</p> <p>3 施行期日 公布の日</p>	

<p style="text-align: center;">No 3</p>	<p>刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について</p> <p style="text-align: right;">(総務市民局人事部人事課)</p>
<p>刑法の一部改正に伴い、関係規定を改めるもの</p> <p>1 次に掲げる条例の規定中、「禁錮」及び「懲役」を「拘禁刑」に改める。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 北九州市職員の分限に関する条例 (2) 北九州市職員の給与に関する条例 (3) 北九州市職員退職手当支給条例 (4) 北九州市消防団員の定員、任用、給与、分限、懲戒、服務等に関する条例 (5) 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例 (6) 北九州市屋外広告物条例 (7) 北九州市情報公開条例 (8) 北九州市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 (9) 北九州市養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 (10) 北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 (11) 北九州市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例 (12) 北九州市障害児通所支援の事業及び障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 (13) 北九州市障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 <p style="text-align: right;">(次頁に続く)</p>	

(続き)

- (14) 北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
- (15) 北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例
- (16) 北九州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例
- (17) 北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例
- (18) 北九州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例
- (19) 北九州市認定こども園の認定要件に関する条例
- (20) 北九州市行政不服審査会条例
- (21) 北九州市宿泊税条例
- (22) 北九州市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例
- (23) 北九州市個人情報保護に関する法律施行条例
- (24) 北九州市消防団員退職報償金支給条例
- (25) 北九州市心身障害者扶養共済制度条例
- (26) 北九州市公害防止条例
- (27) 市長等の退職手当に関する条例
- (28) 北九州市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例
- (29) 北九州市中央卸売市場条例
- (30) 北九州市公設地方卸売市場条例

2 施行期日

令和7年6月1日

No
4

北九州市職員の給与に関する条例等の一部改正について

(総務市民局人事部給与課)

本市人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告、国及び他の地方公共団体の職員の給与等を考慮し、給料表の改定等を行うため、関係規定を改めるもの

1 北九州市職員の給与に関する条例の一部改正

(1) 給与改定

改定率 2.70パーセント

(2) 初任給調整手当の支給限度額の改定

現 行	改正後
月額 309,200円	月額 310,000円

(3) 配偶者に係る扶養手当の廃止及び子に係る扶養手当の額の改定

現 行	改正後
月額 10,000円	月額 13,000円

(4) 地域手当の支給割合の改定

現 行	改正後
100分の3	100分の4

(5) 新たに給料表の適用を受けることとなった職員を単身赴任手当の支給対象とする。

(6) 管理職員特別勤務手当の平日深夜に係る支給対象時間帯の変更

現 行	改正後
午前零時から午前5時まで	午後10時から午前5時まで

(7) 定年前再任用短時間勤務職員に住居手当を支給することを定める。
(次頁に続く)

(続き)

(8) 特定任期付職員業績手当を廃止する。

(9) 特定任期付職員に勤勉手当を支給することを定める。

2 北九州市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例、北九州市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例及び北九州市公営競技局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正

1 (5)、(6)、(7)、(8)及び(9)と同様の改正を行う。

3 北九州市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正

(1) 管理職手当の支給を受ける暫定再任用職員の給与改定

(2) 暫定再任用職員に住居手当を支給することを定める。

4 施行期日

1 (1)、(2)及び3(1)は、規則で定める日(令和6年4月1日から適用)

1(3)から(9)まで、2及び3(2)は、令和7年4月1日

No
5

北九州市職員退職手当支給条例の一部改正について

(総務市民局人事部給与課)

雇用保険の就業促進手当の支給対象の変更等に係る国家公務員退職手当法の改正に準じた措置を講ずる等のため、関係規定を改めるもの

1 就業促進手当に相当する退職手当の支給対象の変更

現 行	改正後
職業に就いた者	<u>安定した職業に就いた者</u>

2 基本手当に相当する退職手当の給付日数の特例の継続

雇用機会が不足していると認められる地域内に居住する等の一定の要件に該当する場合に退職手当の給付日数を延長する特例について、令和9年3月31日以前に退職した職員まで適用する。

3 定年引上げに伴う措置の追加

(1) 給料月額7割措置の適用前に給料の月額が減額されたことがある職員の退職手当は、当該減額前の給料の月額、給料月額7割措置の適用前の給料の月額及び退職日の給料の月額により算定する。

(2) 企業局給与条例等の適用を受けていた職員で、引き続きこの条例の適用を受ける職員の退職手当は、企業局給与条例等に基づく給料の月額を含めて算定する。

4 施行期日

1及び2は、令和7年4月1日

3は、令和7年1月1日

No
6

北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

(総務市民局人事部給与課)

災害応急対策等業務手当を新設するため、関係規定を改めるもの

1 特殊勤務手当の新設

種類	支給範囲	手当額
災害応急対策等業務手当	職員が、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生し、国又は本市以外の地方公共団体等の要請に基づき、本市以外の地方公共団体に派遣され、災害応急対策等の業務に従事したときに支給する。	従事した1日につき1,080円 次の各号に掲げる場合は、当該額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を加算した額とする(同一の日において当該各号のいずれにも該当する場合は、第2号に定める割合を乗じて得た額を加算するものとする。) (1) 午後6時から翌日の午前6時までの間において業務に従事した場合 100分の50 (2) 災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法その他の法令等に基づき設定され、立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域において業務に従事した場合 100分の100

2 施行期日

公布の日(令和6年1月1日から適用)

No 7	北九州市市民センター条例の一部改正について (総務市民局地域・人づくり部地域振興課)
<p>市民センターの使用の承認に係る要件を変更する等のため、関係規定を改めるもの</p> <ol style="list-style-type: none">1 市民センターの使用の承認をしない場合について、営利を主たる目的とするときを削除する。2 営利のための使用に係る各室使用料の額は、規定使用料の額の5倍とする。3 施行期日 令和7年4月1日	

No
8

北九州市手数料条例の一部改正について

(財政・変革局財務部財政課)

宅地造成等規制法の一部改正に伴い、宅地造成等に関する工事の許可の申請に対する審査に係る手数料の額を設定する等のため、関係規定を改めるもの

1 宅地造成等に関する工事の許可の申請に対する審査に係る手数料の額の改定等

区分	現行	改正後
宅地造成	1件につき12,000円 ～420,000円	1件につき16,000円 ～650,000円
特定盛土等	(新設)	
土石の堆積	(新設)	1件につき11,000円 ～130,000円

2 宅地造成等に関する工事の計画変更の許可の申請に対する審査に係る手数料の額の改定等

区分	現行	改正後
宅地造成	1件につき次に掲げる金額を合算した金額。ただし、その金額が420,000円を超えるときは420,000円 (1) 設計の変更 工事の許可の申請に係る手数料の10分の1 (2) 新たな土地の編入に係る設計の変更 工事の許可の申請に係る手数料と同額 (3) その他の変更 10,000円	1件につき次に掲げる金額を合算した金額。ただし、その金額が650,000円を超えるときは650,000円 (1) 設計の変更 工事の許可の申請に係る手数料の10分の1 (2) 新たな土地の編入に係る設計の変更 工事の許可の申請に係る手数料と同額 (3) その他の変更 10,000円
特定盛土等	(新設)	
土石の堆積	(新設)	1件につき次に掲げる金額を合算した金額。ただし、その金額が130,000円を超えるときは130,000円 (1) 設計の変更 工事の許可の申請に係る手数料の10分の1 (2) 新たな土地の編入に係る設計の変更 工事の許可の申請に係る手数料と同額 (3) その他の変更 10,000円

(次頁に続く)

(続き)

3 宅地造成及び特定盛土等に関する工事の中間検査に係る手数料の設定

手数料を徴収する事務	手数料の金額
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の 中間検査	1件につき6,100円～ 61,000円

4 施行期日

令和7年4月1日

<p>No 9</p>	<p>北九州市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について (保健福祉局地域共生社会推進部保護課)</p>
<p>救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、救護施設及び更生施設に対し個別支援計画の作成を義務付ける等のため、関係規定を改めるもの</p> <p>1 救護施設の運営に関する基準の変更</p> <p>(1) 救護施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。</p> <p>(2) 生活指導員は、個別支援計画の作成及び見直しに関する業務を行う。</p> <p>2 更生施設の運営に関する基準の変更</p> <p>退所後健全な社会生活を営むことができるよう入所者ごとに作成する更生計画を個別支援計画に改める。</p> <p>3 施行期日</p> <p>公布の日</p>	

No 10	北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部 改正について (子ども家庭局子育て支援部子育て支援課)
----------	---

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、入所中の児童に係る給付金の管理に関する基準の対象施設に母子生活支援施設を追加するため、関係規定を改めるもの

- 1 施設の設置者が支給を受ける入所中の児童に係る給付金の管理に関する基準の対象施設に、母子生活支援施設を追加する。

現行	改正後
乳児院及び児童養護施設	乳児院、 <u>母子生活支援施設</u> 及び児童養護施設

- 2 施行期日
公布の日

No
11

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

(都市戦略局都市再生推進部都市再生企画課)

北九州市門司^{ビール}麦酒煉瓦館^{れんが}を廃止するため、関係規定を改めるもの

1 観光施設の廃止

名称	北九州市門司麦酒煉瓦館
位置	北九州市門司区大里本町三丁目6番1号

2 施行期日

令和7年4月1日